

情報提供資料

報道関係者各位



笠間市役所
令和4年3月2日(水)

記事掲載依頼

笠間市議会でロシアによるウクライナ侵攻に 断固抗議する決議が可決されました

笠間市議会は、令和4年第1回定例会3月2日の本会議で、議員提出された「ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議」案を全会一致で可決しました。

決議案を添付します。

この件に関するお問い合わせ

笠間市議会 議会事務局 担当:堀越 信一
電話番号: 0296-77-1101(内線302) ファックス番号: 0296-78-0941
e-mail: gikai@city.kasama.lg.jp

決議案第1号

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

上記の決議を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年3月2日

笠間市議会議長 石松 俊雄 様

提出者	笠間市議会議員	藤 枝 浩
同	同	市 村 博 之
同	同	内 桶 克 之
同	同	大 貫 千 尋
同	同	石 井 栄
同	同	石 崎 勝 三
同	同	西 山 猛

提案理由

去る2月24日のロシア軍によるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう、明らかな国際法・国連憲章違反であり、断じて容認することはできません。さらにプーチン大統領の核の使用を示唆するような発言についても、断じて容認できません。

よって笠間市議会として、ロシアによる一連のウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し、軍の即時撤収、国際法の順守を強く求めるために、提案するものです。

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

我が国を含む国際社会が強く自制を求めるなか、ロシアは本年2月24日、ウクライナに侵攻した。

ロシア軍によるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう、断じて容認することができない暴挙である。このような力を背景とした、一方的な現状変更への強行は、明白な国際法・国連憲章違反であり、断じて看過できない。さらにプーチン大統領の核の使用を示唆するような発言に対しても、厳しく非難するものである。

笠間市議会は、ロシアによる一連のウクライナへの軍事侵攻に断固抗議するとともに、軍の即時撤収、国際法の順守を強く求める。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携し、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を求めることを強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月2日

笠間市議会